

尼崎市屋外広告物条例施行規則（平成21年規則第61号）新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">尼崎市屋外広告物条例施行規則 平成21年3月31日 規則第61号</p> <p>改正 平成24年3月30日規則第18号 平成24年8月21日規則第75号 平成25年3月29日規則第19号 平成26年3月31日規則第26号</p> <p>（適用除外の基準）</p> <p>第11条 条例第18条第1項第4号の規則で定める基準は、別表第4のとおりとする。</p> <p>2 条例第18条第2項第1号の規則で定める基準は、別表第5のとおりとする。</p> <p>3 条例第18条第2項第2号の規則で定める基準は、別表第6のとおりとする。</p> <p>4 条例第18条第2項第4号の規則で定める基準は、別表第7のとおりとする。</p> <p>5 条例第18条第3項第1号の規則で定める基準は、別表第8のとおりとする。</p> <p>6 条例第18条第3項第2号の規則で定める基準は、別表第9のとおりとする。</p> <p>7 条例第18条第3項第3号の規則で定める基準は、別表第10の左欄に掲げる禁止地域等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>8 条例第18条第3項第4号に掲げる広告物が同項の規定により市長の許可を受けるための基準は、別表第11 共通基準第1項から第7項まで及び同表 2 個別基準(14) 自動車に表示するものに定める基準に適合していることとする。</p> <p>付 則（平成26年3月31日規則 第26号）</p>	<p style="text-align: center;">尼崎市屋外広告物条例施行規則 平成21年3月31日 規則第61号</p> <p>改正 平成24年3月30日規則第18号 平成24年8月21日規則第75号 平成25年3月29日規則第19号</p> <p>（適用除外の基準）</p> <p>第11条 条例第18条第1項第4号の規則で定める基準は、別表第4のとおりとする。</p> <p>2 条例第18条第2項第1号の規則で定める基準は、別表第5のとおりとする。</p> <p>3 条例第18条第2項第2号の規則で定める基準は、別表第6のとおりとする。</p> <p>4 条例第18条第2項第4号の規則で定める基準は、別表第7のとおりとする。</p> <p>5 条例第18条第3項第1号の規則で定める基準は、別表第8のとおりとする。</p> <p>6 条例第18条第3項第2号の規則で定める基準は、別表第9のとおりとする。</p> <p>7 条例第18条第3項第3号の規則で定める基準は、別表第10の左欄に掲げる禁止地域等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>8 条例第18条第3項第4号に掲げる広告物が同項の規定により市長の許可を受けるための基準は、別表第11 共通基準第1項から第4項まで及び同表 2 個別基準(14) 自動車に表示するものに定める基準に適合していることとする。</p>

改正後	改正前
<p><u>(施行期日)</u> <u>1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u> <u>2 この規則の施行の際現に表示され、又は設置されている広告物等で、この規則による改正後の尼崎市屋外広告物条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)別表第1 1 共通基準第5項第1号から第3号まで及び第6項並びに同表 2 個別基準(4) 自己の敷地に固定して設置するもの第1項第2号及び(5) 自己の敷地外に固定して設置する一般的なもの第1項第2号の規定に適合しないものについては、これらの規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して10年を経過する日までの間は、適用しない。</u></p> <p><u>3 この規則の施行の際現に表示され、又は設置されている広告物等で改正後の規則別表第1 1 共通基準第5項第4号の規定に適合しないもの(以下「既存不適格可変表示式広告物」という。)については、同号の規定は、当該既存不適格可変表示式広告物の1方向の表示面の面積の2分の1以上の部分に存する光源の取替えを行い、当該既存不適格可変表示式広告物が表示され、若しくは設置されている敷地内に新たに可変表示式広告物(同号に規定する可変表示式広告物をいう。)を表示し、若しくは設置し、又は当該既存不適格可変表示式広告物を表示し、若しくは設置している場所を変更するまでの間は、適用しない。</u></p> <p><u>4 この規則の施行の際現に表示され、又は設置されている広告物等で改正後の規則別表第1 1 共通基準第7項の規定に適合しないもの(以下「既存色彩不適格広告物等」という。)については、同項の規定は、施行日から起算して10年を経過する日又は当該既存色彩不適格広告物等の地色(同項に規定する地色をいう。)部分の面積の2分の1以上について塗替えの工事に着手した日のいずれ</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>か早い日までの間は、適用しない。</u></p> <p>別表第1 （平24規則18・平24規則75・平25規則19・一部改正）</p> <p>1 共通基準</p> <p>1 特に景観に配慮すべき地域又は場所にあつては、広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を当該景観と調和したものとすること。</p> <p>2 広告物の裏面及び側面並びに広告物を掲出する物件にあつては、塗装その他の装飾をし、かつ、その装飾を表示面と調和したものとすること。</p> <p>3 ネオンサインその他照明を使用する広告物等にあつては、昼間における美観の維持に必要な措置を講じること。</p> <p>4 蛍光塗料（蛍光フィルムを含む。）又は反射光の強い塗料を使用しないこと。</p> <p>5 <u>幹線道路等（平成23年尼崎市告示第431号に定める尼崎市都市美形成計画に定められた景観の届出対象となる幹線道路等をいう。以下同じ。）に接する敷地（以下「幹線道路等隣接地」という。）内において表示し、又は設置する広告物等で、電気等を利用して自ら光（反射光を除く。以下この項において同じ。）を発する部分を有するもの（以下「自光式広告物」という。）にあつては、次の各号に掲げる基準に適合すること。</u></p> <p>(1) <u>幹線道路等隣接地内に建築物が存する場合にあつては、当該幹線道路等隣接地内に存する自光式広告物の表示面積（自ら光を発する部分に限る。以下この号及び次号において同じ。）の合計は、当該建築物の壁面で幹線道路等に面するものの面積の5分の1（都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域及び近隣商業地域（これらの地域のうち市長が指定す</u></p>	<p>別表第1 （平24規則18・平24規則75・平25規則19・一部改正）</p> <p>1 共通基準</p> <p>1 特に景観に配慮すべき地域又は場所にあつては、広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を当該景観と調和したものとすること。</p> <p>2 広告物の裏面及び側面並びに広告物を掲出する物件にあつては、塗装その他の装飾をし、かつ、その装飾を表示面と調和したものとすること。</p> <p>3 ネオンサインその他照明を使用する広告物等にあつては、昼間における美観の維持に必要な措置を講じること。</p> <p>4 蛍光塗料（蛍光フィルムを含む。）又は反射光の強い塗料を使用しないこと。</p>

改正後	改正前
<p><u>る地域を除く。以下「商業系地域」という。）にあっては、4分の1)以下とすること。</u> <u>ただし、当該幹線道路等隣接地内に存する自光式広告物の表示面積の合計が40平方メートル以下である場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(2) 幹線道路等隣接地内に建築物が存しない場合にあっては、当該幹線道路等隣接地内に存する自光式広告物の表示面積の合計は、40平方メートル以下とすること。</u></p> <p><u>(3) 自ら光を発する部分の輝度は、周辺の住環境に配慮したものとすよう努めること。</u></p> <p><u>(4) 画像(文字を含む。以下同じ。)を表示する機能を有する自光式広告物(60秒以上静止した画像のみを表示するものを除く。以下「可変表示式広告物」という。)にあっては、次に掲げる基準に適合すること。</u></p> <p><u>ア 可変表示式広告物の1方向の表示面の面積は5平方メートル以下、幹線道路等隣接地内における可変表示式広告物の表示面の面積の合計は10平方メートル以下とすること。</u></p> <p><u>イ 可変表示式広告物の上端の地上からの高さは、5メートル(商業系地域にあっては、10メートル)以下とすること。</u></p> <p><u>6 幹線道路等隣接地内において表示し、又は設置する広告物等にあっては、その地上からの高さ1.5メートルを超える部分に点滅灯その他これに類するもの及び回転灯その他これに類するものを付帯しないこと。ただし、商業系地域において表示し、又は設置する広告物等及び病院の救急入口の表示灯その他市長が別に定める用途に供される広告物等については、この限りでない。</u></p> <p><u>7 都市計画法第8条第1項第1号に規定する</u></p>	

改正後	改正前												
<p>第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、準工業地域及び工業地域内の幹線道路等に20メートル以上接する敷地内に存する建築物(地上からの高さ18メートルを超える部分に限る。)に表示し、又は設置する広告物等(その表示し、又は設置する期間が1月以内であるものを除く。以下この項において同じ。)の地色(文字その他の具体的な図柄以外の色をいう。以下同じ。)については、次表の左欄に掲げる色相(日本工業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法(以下「マンセル色票系」という。)に規定する色相をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる明度(マンセル色票系に規定する明度をいう。以下同じ。)及び同表の右欄に掲げる彩度(マンセル色票系に規定する彩度をいう。以下同じ。)の基準(以下「色彩基準」という。)に適合すること。ただし、当該広告物等に係る建築物の外壁(地上からの高さ18メートルを超える部分に限る。以下同じ。)の色彩、当該外壁及び屋上(地上からの高さ18メートルを超える部分にあるものに限る。)に付帯する工作物の色彩並びに当該広告物等の地色で、色彩基準に適合しないものの面積の合計が当該外壁の面積の20分の1を超えない場合又は当該広告物等の地色部分の面積が20平方メートル以下の場合、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="188 1626 703 1865"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R、YR及びY</td> <td>6以上</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P及びRP</td> <td>7以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>7以上</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>8 条例第15条第1項第1号に掲げる地域のうち都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層</p>	色相	明度	彩度	R、YR及びY	6以上	3以下	GY、G、BG、B、PB、P及びRP	7以上	2以下	無彩色	7以上	-	<p>5 条例第15条第1項第1号に掲げる地域のうち都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域</p>
色相	明度	彩度											
R、YR及びY	6以上	3以下											
GY、G、BG、B、PB、P及びRP	7以上	2以下											
無彩色	7以上	-											

改正後	改正前								
<p>住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域（以下「住居専用地域」という。）の境界線から100メートル以内の地域に表示し、又は設置する広告物等で、それぞれの住居専用地域から視認することができるもの（ネオン管の露出しているネオンサイン又は発光ダイオードを利用するもの（不透明なガラス板等で覆われているもの及び市長が別に定める用途に供されるもの（給油所における給油料金の表示その他市長が別に定める用途に供されるもの）については、光源の点滅（光源の動き又は光源の輝度の変化を含む。以下同じ。）がないことその他市長が別に定める基準に適合するものに限る。）を除く。以下「LEDサイン」という。）を使用せず、かつ、光源の点滅がないものとする。</p>	<p>及び第2種中高層住居専用地域（以下「住居専用地域」という。）の境界線から100メートル以内の地域に表示し、又は設置する広告物等で、それぞれの住居専用地域から視認することができるもの（ネオン管の露出しているネオンサイン又は発光ダイオードを利用するもの（不透明なガラス板等で覆われているもの及び市長が別に定める用途に供されるもの（給油所における給油料金の表示その他市長が別に定める用途に供されるもの）については、光源の点滅（光源の動き又は光源の輝度の変化を含む。以下同じ。）がないことその他市長が別に定める基準に適合するものに限る。）を除く。以下「LEDサイン」という。）を使用せず、かつ、光源の点滅がないものとする。</p>								
<p>2 個別基準 (1) 屋上を利用するもの</p>	<p>2 個別基準 (1) 屋上を利用するもの</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="159 1243 351 1276">区分</th> <th data-bbox="359 1243 718 1276">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="159 1288 351 2016">1 広告物等の高さ</td> <td data-bbox="359 1288 718 2016">5メートル（都市計画法第8条第1項第1号に規定する準工業地域、工業地域及び工業専用地域にあつては7メートル、商業系地域にあつては10メートル）以下とし、かつ、地上から広告物等を設置する箇所までの高さの2分の1（商業系地域にあつては、3分の2）以下とすること（屋上構造物（階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分に設けられた構造物をいう。以下同じ。）の上に設置する場合には、当該屋上構造物の</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	1 広告物等の高さ	5メートル（都市計画法第8条第1項第1号に規定する準工業地域、工業地域及び工業専用地域にあつては7メートル、 商業系地域 にあつては10メートル）以下とし、かつ、地上から広告物等を設置する箇所までの高さの2分の1（商業系地域にあつては、3分の2）以下とすること（屋上構造物（階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分に設けられた構造物をいう。以下同じ。）の上に設置する場合には、当該屋上構造物の	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="742 1243 933 1276">区分</th> <th data-bbox="941 1243 1292 1276">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="742 1288 933 2016">1 広告物等の高さ</td> <td data-bbox="941 1288 1292 2016">5メートル（都市計画法第8条第1項第1号に規定する準工業地域、工業地域及び工業専用地域にあつては7メートル、同号に規定する商業地域及び近隣商業地域（これらの地域のうち市長が指定する地域を除く。以下「商業系地域」という。）にあつては10メートル）以下とし、かつ、地上から広告物等を設置する箇所までの高さの2分の1（商業系地域にあつては、3分の2）以下とすること（屋上構造物（階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類す</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	1 広告物等の高さ	5メートル（都市計画法第8条第1項第1号に規定する準工業地域、工業地域及び工業専用地域にあつては7メートル、 同号に規定する商業地域及び近隣商業地域（これらの地域のうち市長が指定する地域を除く。以下「商業系地域」という。） にあつては10メートル）以下とし、かつ、地上から広告物等を設置する箇所までの高さの2分の1（商業系地域にあつては、3分の2）以下とすること（屋上構造物（階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類す
区分	基準								
1 広告物等の高さ	5メートル（都市計画法第8条第1項第1号に規定する準工業地域、工業地域及び工業専用地域にあつては7メートル、 商業系地域 にあつては10メートル）以下とし、かつ、地上から広告物等を設置する箇所までの高さの2分の1（商業系地域にあつては、3分の2）以下とすること（屋上構造物（階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分に設けられた構造物をいう。以下同じ。）の上に設置する場合には、当該屋上構造物の								
区分	基準								
1 広告物等の高さ	5メートル（都市計画法第8条第1項第1号に規定する準工業地域、工業地域及び工業専用地域にあつては7メートル、 同号に規定する商業地域及び近隣商業地域（これらの地域のうち市長が指定する地域を除く。以下「商業系地域」という。） にあつては10メートル）以下とし、かつ、地上から広告物等を設置する箇所までの高さの2分の1（商業系地域にあつては、3分の2）以下とすること（屋上構造物（階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類す								

改正後		改正前	
	水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1を超える場合で、当該屋上構造物の壁面の延長面から突出していないときを除き、当該屋上構造物の高さは、広告物等の高さに算入し、地上から設置する箇所までの高さには算入しないものとする。)。		る建築物の屋上部分に設けられた構造物をいう。以下同じ。)の上に設置する場合には、当該屋上構造物の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1を超える場合で、当該屋上構造物の壁面の延長面から突出していないときを除き、当該屋上構造物の高さは、広告物等の高さに算入し、地上から設置する箇所までの高さには算入しないものとする。)。
(4) 自己の敷地に固定して設置するもの		(4) 自己の敷地に固定して設置するもの	
区分	基準	区分	基準
1 表示面積	<p>(1) 広告板にあつては、1方向の表示面の面積は20平方メートル（LEDサインを使用する場合にあつては、5平方メートル）以下、表示面の面積の合計は40平方メートル（LEDサインを使用する場合にあつては、10平方メートル）以下とすること。</p> <p>(2) 広告塔にあつては、<u>1方向の表示面の面積は20平方メートル（LEDサインを使用する場合にあつては、5平方メートル）以下</u>、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計は30平方メートル（LEDサインを使用する場合にあつては、7.5平方メートル）以下、表</p>	1 表示面積	<p>(1) 広告板にあつては、1方向の表示面の面積は20平方メートル（LEDサインを使用する場合にあつては、5平方メートル）以下、表示面の面積の合計は40平方メートル（LEDサインを使用する場合にあつては、10平方メートル）以下とすること。</p> <p>(2) 広告塔にあつては、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計は30平方メートル（LEDサインを使用する場合にあつては、7.5平方メートル）以下、表示面の面積の合計は60平方メートル（LEDサインを使用する場合にあつては、15平方メートル）以下とす</p>

改正後		改正前	
	示面の面積の合計は60平方メートル（LEDサインを使用する場合にあっては、15平方メートル）以下とすること。		ること。
(5) 自己の敷地外に固定して設置する一般的なもの		(5) 自己の敷地外に固定して設置する一般的なもの	
区分	基準	区分	基準
1 表示面積	<p>(1) 広告板にあっては、1方向の表示面の面積は10平方メートル（道路、鉄道等の路端（以下「路端」という。）からの距離が100メートル以上のものにあつては、20平方メートル）以下とし、表示面の面積の合計は20平方メートル（路端からの距離が100メートル以上のものにあつては、40平方メートル）以下とすること。</p> <p>(2) 広告塔にあっては、<u>1方向の表示面の面積は10平方メートル（路端からの距離が100メートル以上のものにあつては、20平方メートル）以下</u>、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計は15平方メートル（路端からの距離が100メートル以上のものにあつては、30平方メートル）以下、表示面の面積の合計は30平方メートル（路端からの距離が100メートル以上のものにあつては、60平方メートル）以下とすること。</p>	1 表示面積	<p>(1) 広告板にあっては、1方向の表示面の面積は10平方メートル（道路、鉄道等の路端（以下「路端」という。）からの距離が100メートル以上のものにあつては、20平方メートル）以下とし、表示面の面積の合計は20平方メートル（路端からの距離が100メートル以上のものにあつては、40平方メートル）以下とすること。</p> <p>(2) 広告塔にあっては、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計は15平方メートル（路端からの距離が100メートル以上のものにあつては、30平方メートル）以下、表示面の面積の合計は30平方メートル（路端からの距離が100メートル以上のものにあつては、60平方メートル）以下とすること。</p>

改正後		改正前									
5	色彩	彩度の高い色（彩度が10以上の色をいう。以下同じ。）の色数（色相、明度及び彩度により定められている色の数をいう。以下同じ。）は、2色以下とすること。	5	色彩	彩度の高い色（ <u>日本工業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法（以下「マンセル色票系」という。）に規定する</u> 彩度が10以上の色をいう。以下同じ。）の色数（ <u>マンセル色票系の</u> 色相、明度及び彩度により定められている色の数をいう。以下同じ。）は、2色以下とすること。						
(6) 自己の敷地外に固定して設置する道標、案内図板等		(6) 自己の敷地外に固定して設置する道標、案内図板等									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 特定区域に設置するもの</td> <td> (5) 色彩 案内図板以外のもの にあつては、次のいずれにも該当すること。 ア (5) 自己の敷地外に固定して設置する一般的なものの第5項に定める基準に適合すること。 イ 地色に彩度の高い色を使用する場合は、当該地色部分の面積が当該地色部分の存する表示面の面積の2分の1以下とすること。ただし、色数が2色以下の場合は、この限りでない。 </td> </tr> </tbody> </table>		区分	基準	1 特定区域に設置するもの	(5) 色彩 案内図板以外のもの にあつては、次のいずれにも該当すること。 ア (5) 自己の敷地外に固定して設置する一般的なものの第5項に定める基準に適合すること。 イ 地色に彩度の高い色を使用する場合は、当該地色部分の面積が当該地色部分の存する表示面の面積の2分の1以下とすること。ただし、色数が2色以下の場合は、この限りでない。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 特定区域に設置するもの</td> <td> (5) 色彩 案内図板以外のもの にあつては、次のいずれにも該当すること。 ア (5) 自己の敷地外に固定して設置する一般的なものの第5項に定める基準に適合すること。 イ 地色（<u>文字その他の具体的な図柄以外の色をいう。以下同じ。</u>）に彩度の高い色を使用する場合は、当該地色部分の面積が当該地色部分の存する表示面の面積の2分の1以下とすること。ただし、色数が2色以下の場合は、この限りでない。 </td> </tr> </tbody> </table>		区分	基準	1 特定区域に設置するもの	(5) 色彩 案内図板以外のもの にあつては、次のいずれにも該当すること。 ア (5) 自己の敷地外に固定して設置する一般的なものの第5項に定める基準に適合すること。 イ 地色（ <u>文字その他の具体的な図柄以外の色をいう。以下同じ。</u> ）に彩度の高い色を使用する場合は、当該地色部分の面積が当該地色部分の存する表示面の面積の2分の1以下とすること。ただし、色数が2色以下の場合は、この限りでない。
区分	基準										
1 特定区域に設置するもの	(5) 色彩 案内図板以外のもの にあつては、次のいずれにも該当すること。 ア (5) 自己の敷地外に固定して設置する一般的なものの第5項に定める基準に適合すること。 イ 地色に彩度の高い色を使用する場合は、当該地色部分の面積が当該地色部分の存する表示面の面積の2分の1以下とすること。ただし、色数が2色以下の場合は、この限りでない。										
区分	基準										
1 特定区域に設置するもの	(5) 色彩 案内図板以外のもの にあつては、次のいずれにも該当すること。 ア (5) 自己の敷地外に固定して設置する一般的なものの第5項に定める基準に適合すること。 イ 地色（ <u>文字その他の具体的な図柄以外の色をいう。以下同じ。</u> ）に彩度の高い色を使用する場合は、当該地色部分の面積が当該地色部分の存する表示面の面積の2分の1以下とすること。ただし、色数が2色以下の場合は、この限りでない。										
(19) 置看板		(19) 置看板									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 商業系地域以外の地域に設置するもの</td> <td> (1) 1方向の表示面の面積が2.5平方メートル以下とすること。 </td> </tr> </tbody> </table>		区分	基準	1 商業系地域以外の地域に設置するもの	(1) 1方向の表示面の面積が2.5平方メートル以下とすること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表示又は設置の場所</td> <td> 道路上に設置しないこと。 </td> </tr> </tbody> </table>		区分	基準	表示又は設置の場所	道路上に設置しないこと。
区分	基準										
1 商業系地域以外の地域に設置するもの	(1) 1方向の表示面の面積が2.5平方メートル以下とすること。										
区分	基準										
表示又は設置の場所	道路上に設置しないこと。										

改正後			改正前		
置するもの	(2) 広告物等	1.5メートル以下と の上端の地 上からの高さ			
	(3) 表示又は 設置の場所	道路上に設置し ないこと。			
2 商業系地域に設置する もの		道路上に設置し ないこと。			
別表第5 (平24規則18・平24規則7 5・一部改正)			別表第5 (平24規則18・平24規則7 5・一部改正)		
種別	区分	基準	種別	区分	基準
1 第1種 禁止地 域等	(6) その他 の表示 方法	ア 建築物の壁面から突出さ せないこと。 イ 別表第1 1 共通基準第 1項から第7項まで並びに同 表 2 個別基準(2) 壁面 を利用するもの、(4) 自己 の敷地に固定して設置する もの第2項、(5) 自己の敷 地外に固定して設置する一 般的なもの第6項、(15) 垣 又は塀を利用するもの、(1 7) アドバルーン及び(18) 広告旗に定める基準に適 合すること。	1 第1種 禁止地 域等	(6) その他 の表示 方法	ア 建築物の壁面から突出さ せないこと。 イ 別表第1 1 共通基準第 1項から第4項まで並びに同 表 2 個別基準(2) 壁面 を利用するもの、(4) 自己 の敷地に固定して設置する もの第2項、(5) 自己の敷 地外に固定して設置する一 般的なもの第6項、(15) 垣 又は塀を利用するもの、(1 7) アドバルーン及び(18) 広告旗に定める基準に適 合すること。
2 第2種 禁止地 域等	(6) その他 の表示 方法	ア ネオンサイン等を使用し ないこと。ただし、建築物 を利用するネオンサイン等 (ネオン管が露出している ネオンサイン等を除く。) については、この限りでな い。 イ 光源の点滅がないものと すること。 ウ 別表第1 1 共通基準第 1項から第7項まで並びに同 表 2 個別基準(2) 壁面	2 第2種 禁止地 域等	(6) その他 の表示 方法	ア ネオンサイン等を使用し ないこと。ただし、建築物 を利用するネオンサイン等 (ネオン管が露出している ネオンサイン等を除く。) については、この限りでな い。 イ 光源の点滅がないものと すること。 ウ 別表第1 1 共通基準第 1項から第4項まで並びに同 表 2 個別基準(2) 壁面

改正後			改正前		
		<p>を利用するもの、(3) 壁面から突出するもの、(4) 自己の敷地に固定して設置するもの第2項、(15) 垣又は塀を利用するもの、(17) アドバルーン及び(18) 広告旗に定める基準に適合すること。</p>			<p>を利用するもの、(3) 壁面から突出するもの、(4) 自己の敷地に固定して設置するもの第2項、(15) 垣又は塀を利用するもの、(17) アドバルーン及び(18) 広告旗に定める基準に適合すること。</p>
3	第3種禁止地域等	<p>(5) その他の方イ ア ネオン管が露出しているネオンサイン又はLEDサインを使用しないこと。 ウ この広告板及び広告塔を除き、光源の点滅が急速でないものとする。 エ 高速自動車国道及び自動車専用道路の区間内並びにこれらの道路から展望することができる地域で条例第15条第1項第6号に規定する市長が指定する区域内に存する建築物の屋上に表示し、又は設置する広告板又は広告塔にあっては、光源の点滅がないものとする。 工 別表第1 1 共通基準第1項から第7項まで並びに同表 2 個別基準(1) 屋上を利用するものから(3) 壁面から突出するものまで、(4) 自己の敷地に固定して設置するもの第1項及び第2項、(15) 垣又は塀を利用するもの、(17) アドバルーン並びに(18) 広告旗に定める基準に適合すること。</p>	3	第3種禁止地域等	<p>(5) その他の方イ ア ネオン管が露出しているネオンサイン又はLEDサインを使用しないこと。 ウ この広告板及び広告塔を除き、光源の点滅が急速でないものとする。 エ 高速自動車国道及び自動車専用道路の区間内並びにこれらの道路から展望することができる地域で条例第15条第1項第6号に規定する市長が指定する区域内に存する建築物の屋上に表示し、又は設置する広告板又は広告塔にあっては、光源の点滅がないものとする。 工 別表第1 1 共通基準第1項から第4項まで並びに同表 2 個別基準(1) 屋上を利用するものから(3) 壁面から突出するものまで、(4) 自己の敷地に固定して設置するもの第1項及び第2項、(15) 垣又は塀を利用するもの、(17) アドバルーン並びに(18) 広告旗に定める基準に適合すること。</p>

改正後			改正前		
別表第9			別表第9		
種別	区分	基準	種別	区分	基準
1 第1種禁止地域等	(3) その他の表示方法	別表第1 1 共通基準第1項から第7項まで並びに同表2 個別基準(2) 壁面を利用するもの、(3) 壁面から突出するもの、(6) 自己の敷地外に固定して設置する道標、案内図板等第1項第3号から第6号まで、(8) 電柱を利用するもの、(10) バス停留所の標識を利用するもの、(11) 消火栓の標識を利用するもの、(15) 垣又は塀を利用するもの及び(19) 置看板に定める基準に適合すること。	1 第1種禁止地域等	(3) その他の表示方法	別表第1 1 共通基準第1項から第4項まで並びに同表2 個別基準(2) 壁面を利用するもの、(3) 壁面から突出するもの、(6) 自己の敷地外に固定して設置する道標、案内図板等第1項第3号から第6号まで、(8) 電柱を利用するもの、(10) バス停留所の標識を利用するもの、(11) 消火栓の標識を利用するもの、(15) 垣又は塀を利用するもの及び(19) 置看板に定める基準に適合すること。
2 第2種禁止地域等及び第3種禁止地域等		別表第1 1 共通基準第1項から第7項まで並びに同表2 個別基準(2) 壁面を利用するもの、(3) 壁面から突出するもの、(6) 自己の敷地外に固定して設置する道標、案内図板等第1項、(8) 電柱を利用するもの、(10) バス停留所の標識を利用するもの、(11) 消火栓の標識を利用するもの、(15) 垣又は塀を利用するもの及び(19) 置看板に定める基準に適合すること。	2 第2種禁止地域等及び第3種禁止地域等		別表第1 1 共通基準第1項から第4項まで並びに同表2 個別基準(2) 壁面を利用するもの、(3) 壁面から突出するもの、(6) 自己の敷地外に固定して設置する道標、案内図板等第1項、(8) 電柱を利用するもの、(10) バス停留所の標識を利用するもの、(11) 消火栓の標識を利用するもの、(15) 垣又は塀を利用するもの及び(19) 置看板に定める基準に適合すること。
別表第10 (平24規則75・一部改正)			別表第10 (平24規則75・一部改正)		
種別		基準	種別		基準
1 第1種禁止	(1)	施設等の立地の状況により、当該施設等への案内誘導が特に必要と認められる場合に表示し、又は設置すること。	1 第1種禁止	(1)	施設等の立地の状況により、当該施設等への案内誘導が特に必要と認められる場合に表示し、又は設置すること。

尼崎市屋外広告物条例施行規則（平成21年規則第61号）新旧対照表

改正後		改正前	
地域等	<p>(2) 位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等は、周囲の景観と調和したものとすること。</p> <p>(3) 別表第1 1 共通基準第2項から第7項まで並びに同表 2 個別基準(2) 壁面を利用するもの、(3) 壁面から突出するもの、(7) 自己の敷地外に固定して設置する案内誘導のためのもの第1項、(8) 電柱を利用するもの、(10) バス停留所の標識を利用するもの、(11) 消火栓の標識を利用するもの、(15) 垣又は塀を利用するもの及び(19) 置看板に定める基準に適合すること。</p>	地域等	<p>(2) 位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等は、周囲の景観と調和したものとすること。</p> <p>(3) 別表第1 1 共通基準第2項から第4項まで並びに同表 2 個別基準(2) 壁面を利用するもの、(3) 壁面から突出するもの、(7) 自己の敷地外に固定して設置する案内誘導のためのもの第1項、(8) 電柱を利用するもの、(10) バス停留所の標識を利用するもの、(11) 消火栓の標識を利用するもの、(15) 垣又は塀を利用するもの及び(19) 置看板に定める基準に適合すること。</p>